

平成31年2月19日

法務省入国管理局

新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

記

1 日時 平成31年3月26日(火) 13時30分～16時30分

2 場所 石川県地場産業振興センター本館大ホール

金沢市鞍月2丁目1番地

<https://www.isico.or.jp/site/jibasan/jibasan-access.html>



3 説明会に御参加いただける方

(1) 在留資格「特定技能」による受入れや改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される県内所在の企業・団体・個人の方

(2) 石川県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程

(1) 制度説明

(2) 分野別個別説明（調整中）

(3) 質疑応答

5 申込み方法

3月20日（水）までに以下フォームで申込みいただくか、石川県商工労働部労働企画課まで FAX にて申し込みください。

※会場の都合上、1社2名程度とさせていただきます。

申し込みフォーム <https://goo.gl/forms/a2TpvCyurEgSFahC2>



（事務担当）

石川県商工労働部労働企画課 濱家

TEL 076-225-1533

FAX 076-225-1534

e-mail hamaie@pref.ishikawa.lg.jp

参加申込書

(石川県労働企画課 FAX 076-225-1534)

企業名		
所在地		
所属		
役職		
氏名		
電話番号		
メールアドレス		

※会場の都合上、1社2名程度とさせていただきます。



よくあるお問い合わせ

Q どのような説明会ですか。

A 昨年の臨時国会で成立した改正入管法に基づき創設される新しい在留資格「特定技能」についての説明会です。

Q 「特定技能」とはどのような在留資格なのですか。

A 「特定技能」は人手が不足している分野において、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人の方に付与される在留資格であり、これまでの外国人材の受入れ範囲を拡大するものです。

Q どのような分野で受け入れられるのですか。

A 次の14分野です。

介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，建設，造船・船用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造，外食業

Q 14分野なら全て外国人を雇用できるのですか。

A 分野に属していれば全て受け入れられるわけではなく、他の在留資格と同様に法令上の要件がありますので、説明会で御説明いたします。